

# 山規制定の経過より見たる久遠寺の推移

林 是 幹

註記

本稿は明治七年より昭和廿六年の間の記述に止め、以後現行「身延山久遠寺山制」(昭和三十三年十月十二日施行)に至る経過に就ては他日の機会を俟つこととする。

## 身 延 山 々 規

身延山規の根本とも云うべきものを尋ねて、身延山史に拠るに(二九三頁)

明治七年五月十九日新居日薩師祖山第七三世の貌座に晋むや、時恰も明治維新変革早々の事とて、山内殆んど無秩序の状態なりければ、宗門教学振興の方針に依り施政の手腕を以て、先づ同年十一月二十二日、久遠寺多年の弊風を釐正せんとして甲駿三ヶ寺並に山内寺中大会議を開き、山内改正十六ヶ条を定め、之を時の山梨県令藤村紫郎に届出でたり。

## 改 正 条 件

皇政維新ノ御趣意ニ基キ百般ノ事務旧弊ヲ洗滌スベキハ勿論勉メテ無益ノ冗務ヲ相省キ教義研究ヲ専務ト相心掛ケ報

國護法ノ本意ヲ以テ僧儀ヲ不ニ相亂ニ文明ノ氣運ニ進歩シ皇化翼賛ノ功相立候様注意有之度今般山内改正左ノ通相定候  
以下十六條に亘り、山主以下の勤務、講學、人材拔擢、久遠寺經理等に就て規定した。然し思うに此十六ヶ條は大  
綱の列挙とも云うべきものであつて、今日の山規とは縁遠いものである。従つて時代の推移に伴い此の條項のみでは  
律し得なくなり臆て改正せざるを得なくなつたものと想像される。或いは此間別に内規の如きものが存在したかどう  
か、今資料を入手し得ないので不明である。

山規制定の記事が初めて見えるのは同山史三一三頁の明治二十六年の項に於てである。

即ち

「又同年門末總會議を開き、七章五十三條の山規山則、並に門末の關係を制定し……」

とある。然し明治廿六年と記したるは誤りで、前年の十一月に開催されたもので、日宗新報（明治二十五年十一月廿  
日号三頁）に

「祖山大會議は愈々去る十九日召集せらる」

と報じて居る。此の會議で制定された山規は次の達書を以て發布された。

達書

全国門末寺院中

明治二十五年十一月法主日阜猥下ノ御命ヲ奉シ全国門末總代議員ヲ自山ニ召集シ教學振興山規改良ノ會議ヲ開設候  
処別紙之通議決相成候条此段布達候事

明治廿六年一月十日

總本山身延久遠寺執事

當會議出席議員は廿七名であつたが、此の門末總代議員の選出方法や人名は今明らかになし得ない。



〔註〕

法主

第七十六世

春応院日阜上人

監督

久保田日遙上人

本山規の第五条に

布教々育及ヒ護山ノ費途ニ充ツル為メ寺格ニ応シ例記ノ如ク納金スヘキ事

但シ例規納金等級表ハ従前ノ通り

とあるが、此の等級表は明治二十年に発表されたものである。

明治三十一年八月五六兩日、新山規に基いて末寺總會が召集されたが之を第一回末寺總會と呼称して居る、會議狀況は同年の日宗新報（第一〇三輯・第一〇六輯）が報じて居るが、山規も多少改正を見たが、注目すべきものとしては、新に法主候補者選舉に就て

法主ノ選舉ハ常置會議ニ於テ三名以上ノ候補者ヲ予選シ末寺總議員ヲシテ投票セシメ三名ヲ決定ス

但シ選舉ニ関スル細目ハ別ニ之ヲ定ム

と規定し、此の一項は第二条として加えられ又、末寺が不幸にして水火風震等の奇禍に罹った場合は本山は之が調査を遂げて総末寺より心分の義捐を募り再建に就て保護を与えると言ふ条項を第六条として加えた等である。

第一期總會は本會議を以て満期解散となつたのであるが、議席表は次の通りであつた。

議席表

法主

第七十八世

智等院日良上人

監督

金塚日梵上人

副議長 野沢義真(一)

秋山日集(二)

二見日順(三)

大木龍寛(四)

小林潮純(五)

山崎嶺億(6)

村瀬日周(6)

鈴木海乘(6)

望月日謙(6)

魚住日甲(6)

議長 功刀日慈(6)

相磯寛修(6)

遠藤是才(6)

金塚日梵(6)

大野日完(6)

金子順良(6)

小川日貞(6)

武田宣明(6)

風日慶(6)

吉田日賦(6)

全三十四年一月廿六、七兩日第八常置員会及第二臨時末寺總會が静岡感応寺に召集された。

(廿六日常置会・廿七日末寺總會)

本会議は左の事情に依り臨時召集されたものである。

丁第一号

門末議員一般(別ニ門末一般ニモ発ス)

本年十一月宮内省告示第十一号發布ニ付 吾祖山上地御料林払下ト否トヲ決スルハ 祖山ニ関スル千載一遇ノ重大事件ニ候間 広ク門末議員ニ諮詢致度 山規第三章第十三条ニ依リ 来卅四年一月廿七日ヲ以テ 臨時門末議員總會ヲ駿河国静岡市寺町感応寺ニ召集ス「前日必參着致サルベシ」(此十字門末一般達書ニハ除ク)

明治卅三年十二月三十日

総本山久遠寺執事

明治卅四年一月五日(門末一般)

「註」宮内省告示第十一号 社寺土地御料林特売規定

此の總會に於ては相當の山規改正が行われ、条章も、最初の七章五十三条から十一章七十二条となつた。本會議に就ては天鼓第十三卷第七号「身延山林復古記念号」に載録してあるが、今議員の氏名を明らかにし得ない。但し議長は武見日恕師、副議長は伊那日要師であつた。

本山規は全年八月一日附甲第九号を以て、明治三十五年一月より実施を布達した。



備考 本山達書区分に甲乙丙丁の符号が用いられて居るが、之は明治二十九年一月より付せられたものである。

甲 全国門末一般

乙 甲駿両国寺院

丙 触頭

丁 議員

大正七年四月五日以降「乙」は東京山梨長野静岡神奈川一府四県門末寺院中達書に用いられ、更に大正十年十一月の山規改正に依りて廃止され次の如く変更になった。

甲 全国門末一般

乙 触頭

丙 議員

丁 身延山林護持會議員

以上

明治三十九年十月廿五、廿六両日第三定期門末總會が本山に開催された。本會議には左の経緯があつた。即ち明治三十六年四月十日第十期常置會が召集されたが、其際本山は

第一号案 定期總會開設の件について、

一、山規第三章第十四条に依つて、定期總會は五ヶ年毎に召集する事となつて居るので、本年は總會を開設すべきであるが、目下各府県共不景氣且本末共出費多端の折柄此際、去る明治三十四年一月の臨時總會を定期總會と見做し本年度の定期總會を省略致したい。

二、前項若し不可能なれば法主の命を以て総会を延期し併せて本年の十月執行すべき門末総議員の改選をも延期致したい、其故は目下本山の事項にて緊急討議を要すべき重大案件がないからである。

三、延期するとしても程度が無い訳ではない、乃ち遅くも今年中には御料林払下について何等か其筋の御沙汰があらうと思われる。依て沙汰ある迄総会を延期し併せて議員の改選も延期致したい。

右に対し、総会は御料林払下の御沙汰あるまで延期する事、議員の改選は期限通り執行する事を決議した。此の第三定期門末総会に於て山規に就て二三改正が行われたが主なるものは左の如きであった。

一、大学院が祖山学院と改称されたこと。

二、御真骨御真蹟及古先哲書写の遺著古什書は特に法主親しく護持の任に当ること。

出席員議席表次の如し。

議長 武見日恕(一)

保科宣直(二)

小林一運(三)

遠藤是才(四)

小池貞甫(五)

小林潮純(六)

渡辺日旭(七)

大野日貞(八)

武田宣明(九)

矢崎玄英(十)

望月日謙(十一)

加茂巖透(十二)

金塚日梵(十三)

秋田了順(十四)

冷泉要惇(十五)

高橋遼貞(十六)

清水日普(十七)

永井日靈(十八)

水野栄遠(十九)

深見靈照(二十)

太田淳厚(二十一)

内田玄山(二十二)

副議長

園部日敬(二十三)

志村要麒(二十四)

秋山日集(二十五)

内藤玄子(二十六)

高橋恵順(二十七)

金子順良(二十八)

高橋日真(二十九)

遠藤日照(三十)

法主

日良上人

監督

小川日貞師



越えて、第四回定期門末議會（大正元年十一月廿五、六日）に於ては、広範圍の山規修正が行われた。これは翌大正二年三月十五日附施行された。

第五回臨時門末議會（大正三年八月廿二、三、四、三日間 深川淨心寺）に於ては山規に觸るゝ處が無かつた。

第五回定期門末總會（大正六年十二月五、六兩日 於本山）

山規改正に就ては、第八章第四十九条「山費学徒ハ五十名ヲ限度トス」が「当分三十名」に改められ、

第十二章「山林ニ関スル事項ハ凡テ財団法人身延山林護持会ノ寄附行為ニ拠ル 但シ松下許可ノ上之ヲ実施ス」と加えられ、

第十四章 補則第七十九条は削除された。

本山規は大正七年二月十六日附施行された。

第七回臨時門末議會（大正九年十月七日於本山）に於ては山規修正は無かつた。

「註」 大正六年十一月總會を第五回とせしも大正三年八月深川淨心寺開会の号を推すと一回分の号を除きあり、依て今回は第七回とす、と同決議録に在り。

第八回定期門末總會（大正十年十一月廿四、五日 身延山）

（上略）……曩ニ本宗々則ノ改訂アリ、本山住職選挙法ノ如キ其最モ重ナルモノトス、依テ宗則ニ準拠シテ山規改正ノ必要ヲ認メ、其他現行ノ山規中時代ノ推移ニ伴ハサルモノ蓋シ鮮ナカラサルヲ以テ之ガ全部ノ改定案ヲ提出セシム。其意要スルニ山林松下事業ノ成満ト山規ノ改正ト相俟ツテ山務ノ振肅学院ノ發展布教ノ振張予定工事ノ進捗社会貢献ノ精衷ヲ実現セシメントスルニ存ス……下略（小泉法主諭告）

山規改正案は三区分して十五名の委員附託となつて翌日本會議に於て委員會報告通り可決された。

本改正山規は大正十一年二月三日附發布施行された。尚門末總會終了後、改正山規施行方法に就いて常置委員會が開催された、本山規に基き、新に副監督一員が増員されたので選挙の結果、正に加茂嶺透師、副に富川玄快師が当選十一月廿六日附就任す。因みに富川師は、經理部門担当の爲め去る四月十四日附山務顧問を囑託されて居つたものである。改正山規に基く人事は十二月八日附を以て発令された。

尚特記すべきは本總會に左記、法主諮詢案が満場一致可決された。

総本山久遠寺住職選挙ヲ一宗ノ公選トナスコトヲ十五宗会ニ請願スル件

但シ本門寺、法華経寺、妙顕寺、本国寺等ニ交渉ヲ遂ケ同一歩調ヲ期ス、下略

決議 可決

附帯条件 本山独立ニテ決行ヲ期ス

第九回定期門末議會（大正十四年十一月廿四、五日 身延山）

本總會に於て山規は相当の修正を見、同年十二月一月附發布施行された。

正副監督任免

加茂日養（十四年四月改名）、富川玄快の両正副監督は十一月廿七日を以て夫々満期解免、新に同日附を以て左記の通り任命された。

任 山務監督

静岡県本成寺住職

僧正 冷泉 要惇



山梨県長遠寺住職

任 山務副監督 僧正 中村 是本

而して改正山規第二十條に依り十二月一日以降其名稱は、執事長同執事次長と変更された。

第十回定期門末議會（昭和四年七月二十日、廿一日 身延山）

前略……………今回ハ現行山規條項中二三緊急項目ノ外ハ總テ改訂審議ヲ次期ニ附ス、依テ今議會ノ重点ハ如何ニセハ高祖ノ御忌報恩會ヲ予期以上盛大ニ虔修シ得ルヤ尚ホ如何ニセハ將來祖山ノ面目一層發展シ得ルヤヲ諮問セント欲スルナリ……………下略

（杉田法主訓示）

と在る如く、真に不得止條文の改廢修正に限られた。

一、山規中改正案（第二章第五條）

第五條 法主ノ選舉ニ際シ末頭執事ハ常置委員會ニ諮リ 汎ク宗門ノ高德中ヨリ候補者五名ヲ予選シ 更ニ門末議

員ヲシテ該予選者中ヨリ三名ヲ選舉セシメ 宗則ノ定ムル所ニ依リ申請スヘシ

右 可決

註 右は第二十三宗會に於ける 總本山、大本山、本山住職選舉規則第二條の改正に基く結果である。

一、山規中改正案（第五章第三十八條）

左の通り改む

第三十八條 末寺ハ末寺ノ總代トシテ末頭三名ヲ選舉スヘシ

末頭ノ任期ハ四ヶ年トス

註 条文の趣旨を明確にす。

一、山規中追加案（第二章第十四条）

第十四条中「本山」ノ下ニ左ノ四字ヲ加フ

「又ハ該寺」

又別に、山規中改正案として、

門末議會を毎年開會すべし、との議員提案は保留となった。

尚此の議会で永き歴史を持った本山の触頭制度が解消されることゝなった。此の制度は徳川時代の初期に設けられたもので、江戸三ヶ寺と云われた瑞輪寺、宗延寺、善立寺が最初で其後各地に指名された。触頭中にも亦「触頭待遇」寺も出来、又近代に至っては一定年間（三ヶ年）其地方の触頭たることを、寺格に依らず其の人に就いて委嘱した場合もあつた。此の第十回門末會議に於て左記建議案が可決された。

住職願書其他本山への申達書類は触頭を経由せざるも本山に於て受理することを得。

当時の門末議員中には触頭寺院の人々も多数居つたので、可決までには多少論議が行われた。然し大正七年度迄の山規には触頭に就ての規定があつたが、大正十年度改正山規から抹消されて居たことも一つの理由となつて茲に廃止された。

新山規は七月二十二日附で発布されたが、新に印刷配布はされず、身延教報（昭和四年十月号）に次の但書を附して、改正条項のみを公共した。

「改正山規ハ別ニ印刷シテ配布スベキ処 都合上右ノ如ク印刷候ニ付 御手数ナガラ御所持ノ山規中へ添付下サレ



度

同年十一月廿三日臨時常置委員会に於て、執事長、同次長満期に付後任選挙の件が、附議されたが、投票を用いず、満場一致重任に決し十一月廿七日附任命を見た。

### 臨時山務調査会の設置 (昭和七年一月十一日)

昭和七年一月十一日望月日謙上人第八十三世法主に当選、同日附任命、三月廿八日御入山さる、同四月十日の定期常置会に於て、法主の発意に依る「臨時山務調査会設置の件」が承認された。本会は、祖山の内容、威儀活動其他諸般に就て調査審議し、以て大身延を建設せんとする目的を以て設置された。本会規定は左記の如し、

#### 山務調査会規定 (抜記)

第一条 本山ノ諸制度ヲ改善シ時代相応ノ設備ヲナシ、以テ本山ノ発展ニ資センガタメ山務調査会ヲ設ク。

第二条 本会ヲ本山内ニ置ク

第三条 本会ハ左ノ事項ヲ調査ス

一、本山々規ノ改正及編纂

下略

外十三条、附則一項より成る

役員

任	山務調査会々長	執事長	中村是本
任	山務調査会委員	執事次長	志村玄誓

山務調査会委員ヲ囑託ス

昌福寺住職 岩間 湛 勇

大泉寺” 遠 藤 是 妙

深敬病院長 網 脇 龍 妙

武井坊住職 小 松 海 淨

本立寺住職 柴 田 一 能

妙了寺” 柴 田 巖 秀

常諦寺” 泉 堯 海

信立寺” 塩 田 義 遜

妙像寺” 堀 龍 淳

山務調査会臨時委員ヲ囑託ス  
山務調査会書記ヲ命ス

権 僧 都 今 村 是 龍

(昭和七年六月一日附)

同六月十九日十時水鳴楼に第一回委員会が開催せられた。

第十一回門末議會(昭和八年十一月十八、十九日 身延山)

中村執事長挨拶

——上略——以上は既往四ヶ年間に於ける会計以外諸般の御報告であります。前述せる如く、前回議會は御遠忌奉行



に就ての諸案件を主とし、山規中の改正の如きは宗則の改正に伴い不得止数件のみ御協賛を得ましたが、今回は本山諸工事も片付き御遠忌も終了したれば本議会の主眼とする処は山規の改正であります。現行山規は明治廿五年十一月制定し爾來門末議會毎に多少改正を加えました、恰もバラツク家屋に多少ツギ足した様な感があって不完全の点多く、仍て昨年山務調査会を設けて山規改正草案は、調査会委員柴田一能、堀淳龍両師に囑託し、学院學則改正案は委員遠藤是妙、塩田義遜両師に囑託し、其出来上りたる改正案は調査会の討議、常置会の審査を経、更に尚某檢事正の閱覽を得て本議會に提出するに至つた次第であります。(註 甲府、大月檢事正)

山規改正の要点は

- 一、山規第三章山務の第一に祖廟の一部を置き別に御廟給仕規定を設けた。
- 二、山規中に七面山及思親閣の一項を加え、別に七面山及思親閣の職務章程を設けた。
- 三、別院規定を設けた。
- 四、学院學則も四五条改正した。
- 五、布教規定を制定した。

以上の通りであります。

山規改正案は前記柴田、堀二師が宗内各本山は勿論、京都奈良北陸各宗本山の現状を視察し之を経とし、本宗の教義、身延山の古風を緯として作成し、各種機関に対して討議、推稿して成案せし苦心の結果なるが故に、本會議に於ても殆ど無修正にて通過し、斯くて同年十二月一日を以て発布施行された。

第十二回門末議會(昭和十二年十一月十九、廿日 身延山)

本議會に於ては、法主告諭に、

——上略——然も吾山規は昭和八年第十一回門末議會に於て改正審議を遂げ発布日尚淺く実行期間尠ければ多く改正の要を見ず、唯祖山学院學則變更に関する条項及其他已むを得ざるもの一二の改正を加えて提案せしめたり——下略

と在る如く、大なる改正は行われなかつた。因みに當時祖山の重点は「祖廟中心制度の確立」に指向されて居た。

#### 改正山規

一、現行山規第五章第二十八條を左の通り改む。

本山ハ行學勸奨ノ祖訓ニ則リ僧風教育ヲ施ス為メ、祖山學院及祖山中學林ヲ置ク（以下現行山規及附録中祖山學院ノ下ヘ祖山中學林ノ字句を挿入ス）

二、現行山規第十一章第六十三條中「經常部」トアルヲ「通常部」ト改正ス以下之ニナラフ

他は山規附録の「法規」又は「規定」の一部修正に止まつた。

#### 祖廟中心制度と山規改正

昭和十三年三月（自十一日至十五日）の第三十三宗會に於て「祖廟中心制度案」（別称 法主即管長制）が可決され、同年の六月十七、八日、同制度確立奉告大慶典が久遠寺に行われた。次で八月廿九日望月法主は新制度第一回の法主即管長に當選同月三十一日文部大臣の認可を得た。

註右制度確立に至る経緯は慶典記念に出版せられたる「祖廟復古」（昭和十三年六月刊 宗務院編纂）に詳細なる



を以て今は略す。

第十三回門末議會（昭和十三年十一月九、十日 身延山）

告 論

本日爰ニ第十三回臨時門末議會ヲ開クニ當リ、日謙法主即管長ノ第一世トシテ始メテ諸師ニ相見ユルノ光榮ヲ得タルハ、真ニ宗門並ビニ我山先師先聖ノ冥護ニ依ルト雖モ又以テ諸師ガ滅私奉公ノ協贊ニ依ルモノト深く感謝スル所ナリ

宗門多年ノ懸案タル祖廟中心制度ノ確立ハ則昨冬十二回門末議會ノ協贊ニ基礎ヲナシ其ノ答申案ハ第三十三回宗會ニ於ケル中核骨子ヲ為シタリ、此ノ一事以テ吾門末議會未曾有ノ精華ナリトス。其ノ慶典ヲ本山ニ舉行スルニ際シ拳宗一致空前ノ盛儀ヲ極メタリ日謙之ニ鑑ミ其ノ制度ノ運用実施ヲ速ニシ以テ時代ノ趨勢ニ即応シ宗門ノ要望ニ酬イントシ職ヲ辞シテ宗門ニ速行ヲ促ガシタルニ日謙凶ラスモ新法規ニ依ル法主即管長ニ當選シ今日此ノ光榮ヲ享有セリ、感激何ゾ堪ン 依テ思フニ此ノ時此ノ際此ノ精神ニ準拠セル祖山護持ノ規則ヲ制定シ以テ宗規山規兩ツナガラ円満敏活ニ施行スルニアラズンバ何ヲ以テ祖山百年ノ大計ヲ樹立スルコトヲ得ンヤ 祖山護持ノ大綱立タズンバ又何ヲ以テカ宗門ノ明朗円満ナル發展ヲ遂ゲ得ラレンヤ 依テ山務当局ニ命ジ之ガ案配立案セシメ諸師ノ協贊ヲ得テ本山ノ意ノアル所ヲ鮮明ニシ以テ一宗趨向ノ所依トナサントス 之ニ依ツテ宗門ハ更ニ祖廟中心ノ宗是ヲ確認シ吾山祖廟奉仕ノ大儀ヲ味識スル事ヲ得ルヤ必セリ 是レ宗門信仰ノ第一義諦ニシテ亦吾山刻下ノ大業トス

（下略）

次に柴田執事長は左記挨拶を行った。

祖廟中心案実行と同時に山規を改正せねばならぬが先以て本山の方針を定め宗門の意向を見て山規を改正すべきである。就ては第一に従前より関係ある門末議員諸師に諮るのが当然である。云々

斯くて本会議に於て「総本山久遠寺護持規則」は原案通り可決され更に左の附帯決議がなされた。

「満場一致を以て可決したる「総本山久遠寺護持規則」は祖廟中心制度の実績を達成すべき機宜適切な綱領なりと信ずるを以て、宗門の公議を経て速に実施せらるゝ様吾門末は拳げて該趣旨の貫徹を期す」

右決議す。

本案は翌昭和十四年三月第三十四宗会に於て、小部分の字句訂正を以て可決通過し、宗則第四十号総本山久遠寺護持規則（宗規二〇五頁）として発布された。

註 門末議会の最後

十二番 深見日円 総本山久遠寺門末議会としては此が最後である。四十年以来の者が最後の御別れかと考えれば無量の感慨に打たれる此の門末議会の最後を飾るばかりでなく、宗祖聖人、歴代法主、物故議員諸聖のために一会の御回向を致したい。（賛成）

総務任命

右護持規則第四章第十七条「総務ハ宗機参議會ニ於テ銓衡セル三名乃至五名ノ候補者中ヨリ管長之ヲ任命ス」に依り、柴田執事長が任命、七月六日宗務院に於て之が任命式が行われた。

祖山會議員

護持規則第三章第八条に依る、祖山會議員中互選議員（十六名）は八月一日決定、特選議員（五名）は同十八日任



命を以て組織完了す。

久遠寺門末互選 十一名

松井日量、堀日正、深見日円、望月是本、中村是本、加賀美和雄、中村鍊敬、亀口竜謙、山村貫立、森部戒然、

広瀬啓宣

宗会議員互選 五名

平間寿本、篠原智光、大場玄勇、島田勝存、鎌田麗嶽

特選議員 五名

増田日光、平賀宝榮、湯川日惇、影山佳雄、西村唯妙

祖山会常置委員

祖山会議員互選 五名

平間寿本、松井日量、平賀宝榮、鎌田麗嶽、中村是本

特選 四名

高見日光、祖父江円敬、加藤孝惇、堀 智珠

第一回祖山会議会並第一回祖山会常置委員会（昭和十四年十月一日勅額拝戴第八周年記念日）

本祖山会は祖廟中心制度の確立に依り、新に宗規宗則に準拠した新山規の制定を主眼として開催された。

議会は常置会と祖山会の合同審議となった。

山規制定案（常任委員会修正案）は別則第七号第三条原案復帰の上尚将来改善するの希望を附して満場一致可決し

た。

註 山規則第七号第三条「末寺御会式香料義納規則」

右は種々なる事情から複雑化して余り細目に亘るから成文化せず全文削除する事に意見一致した。(山規制定委員  
会)

二番(篠原) 本条は寺院本来の義務であるから原案に復活されたい。

七番(深見) 私も末寺の一員であるが祖廟中心制で末寺を解放すると云う意味は賛成するが本山に対する義務は果し  
たい。二番議員の説に賛成である。

新山規は昭和十四年十一月十日附を以て印刷配布された。

「法首の称号を用う」

本山規より法首の文字を用いることゝなった。其間の経緯は左の如し、

四番(増田) 従来「法首」と慣称したものを「法首」と改称せざるを得ぬ理由を当局に伺いたい。

総務 興師の「龍泉寺之申状」と云う御書中には、大聖人を「法主聖人」と呼ばれて居り、大聖人も之に印可を与え  
て居られるから後世「法主」と云うは大聖人を御指しする時に混同すると云う説が喧しく云われるので、従来の慣  
称と音の通う「法首」を適当な尊称と認めたのであるが、他に良案あれば採用しても宜しい。

四番(増田) 「法主」が慣習となつて居るから慣称に従つて成文化しない方がよい。「法首」と云うのは用例も典拠  
もない様である。

宗務総監(塩出孝潤) 「法首」と云うのは湧出品に「上首」と云う御文が有り、弘法の上首であつて全然典拠が無い



訳ではない。「管長」とすると、宗門行為の場合と、久遠寺行為の場合と混同を生ずる、他に「守塔」「管頂」等もあるがこれは不適當である。云々

斯くして結局「法首」が決定し、以後当分の間山規其他公文書一切に用いられたが、昭和廿二年二月八日の祖山会に至り再び改正されて、法主に戻り山規は、

第九条 本寺院の主管者を住職と称し、法主と尊称する。と明示した。

尚明治廿年頃の一部記録に「大法主」としたものを見るが、之は当時開催された宗門会議の原案に「管長の名称を改めて大法主と称すべし」とあったことから之が一時流用されたものである。

備考 「門下は聖祖に対して聖人、法主聖人等の敬称を用い、滅後には、故聖人、故僧等と称せり」（日蓮聖人教

団略史五頁）

法主大聖人 板碑（身延教報十八卷第五号八頁所載記事にあり）

第二回祖山会議会（昭和十五年十一月廿六、廿七日）

第二回祖山会並に常置委員会、祖廟備整会等が右両日開催されたるも、山規に就ては議する処が無かつた。

総務挨拶

——前略——今回は宗教団体法案に基く宗規宗則に則り、昨年御協賛を願つた山規に就いて一層整備拡充し御指導を仰ぎ度いと思つて居たが御承知の如く、未だ宗規宗則の認可も無く之に先走つて、山規の制定を議する事も出来ないから之は次の議会にゆずることと致します——下略——（教報十五年十一月号）

註 宗教団体法（昭和廿年十二月二十八日廃止サル）

宗教団体法（昭和十五年四月八日法律第七十七号）施行に伴い各寺院は夫々法人として各寺院規則の制定を必要とした。

昭和十六年十一月廿一日、祖山会、常置委員会、祖廟備整会、会計監査員、山林護持会、其他関係者合同の上、久遠寺々院規則に就いて審議の上更に文部省及山梨県の内閣を得て提出、翌十七年三月卅一日附を以て認可あり即日施行された。

註 祖廟中心制度（法主即管長制）の解消

右制度は昭和十六年三月十五日三派合同（日蓮宗、本門宗、顕本法華宗）成るに及び新宗制發布されて解消された。

「管長は総本山及大本山の住職に就き、宗機顧問会に於て其の候補者一名を推薦す」（第三十条）  
依て新に同九月十九日池上の酒井日慎師が一致推薦され就任した。

#### 新山務役員 の 任命

久遠寺々院規則認可に伴い、新規則に依る第一回祖山常置委員会が、昭和十七年五月廿七日、法主静養先なる熱海大乗寺内如々庵に開催、委員長松井日量、副委員長中村是本両師の下に開催、総務に柴田前総務が推され、次いで参与には左記四名が任命された。

東京都 妙法寺住職 堀 日正

” 戒行寺住職 星 潮旭

山梨県 長遠寺住職 中村 是本



横浜市 常清寺住職 望月宣諦

(教報十七年六月号)

昭和廿年二月廿五日の祖山会に於て一部追加せられたり。(常置會議事録 久遠寺日誌)

祖山會議事録未見に付細部不明

昭和廿一年五月廿八日の祖山会に於て一部改正せられたり。

同議事録見当らず不明

昭和二十二年二月八日の祖山会に於て一部改正を見た。

本改正に於て、昭和十四年以來の法首の呼称が旧に戻った。

山規印刷は昭和十七年を最後として、戦争のため印刷されなかったが漸く、本年三月印刷配布された。

### 宗務総長制と管長の廃止

昭和廿四年七月(六、七、八日身延山)の第十臨時宗会に於て、宗務総長の制度が置かれた。従來の管長が一個の象徴的存在であつたに反し、総長が名実共に一宗の統理者として、宗務をも執り、責任をも負う事としたもので、明治五年以來、管長制八十年の歴史に終止符を打った。深見管長は右宗制に則り同七月二十二日附退任された。

### 宗教法人「久遠寺規則」及び「久遠寺山規」の制定

昭和廿六年三月(自廿七日至廿九日三日間於身延山)の第十宗会に於て、所謂、祖山中心、宗本一体を具現した所

の「日蓮宗々制」が可決されて四月一日より施行発足した。同時に亦四月三日に宗教法人法が公布施行された。茲に於て、前記宗制及び法人に基く、宗教法人「久遠寺規則」並に「久遠寺山規」が制定され、同年十一月一日附を以て公布された。